

○新潟県柏崎市立小・中学校管理運営に関する規則

昭和32年10月 1 日教育委員会規則第 3 号

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第 6 条 学校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月31日に終わる。

2 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定による学期は、次のとおりとする。

前期 4 月 1 日から10月の第 2 月曜日まで

後期 10月の第 2 月曜日の翌日から翌年の 3 月31日まで

一部改正〔平成17年教委規則11号〕

(休業日)

第 7 条 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。ただし、年間授業日数については、あらかじめ年度ごとに委員会が提示する日数を確保することとする。

(1) 夏季休業日 7 月24日からとし、終了日は 8 月23日から 8 月29日までの間において校長が定める。

(2) 秋季休業日 10月の第 2 月曜日の翌日からその週の金曜日までの間において校長が定める日まで。ただし、校長が必要がないと判断したときは、設けないことができる。

(3) 冬季休業日 12月24日から翌年の 1 月 7 日までの間において校長が定める期間

(4) 学年末休業日 3 月25日から 3 月31日まで

(5) 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 7 日まで

2 前項の規定により難いときは、校長は、あらかじめ委員会の承認を得て、休業日を変更することができる。

3 休業日に授業を行おうとするとき又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条の規定以外で授業日に休業しようとするときは、校長は、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。ただし、運動会、文化祭等年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行おうとするとき又は授業日に休業しようとするときは、委員会にあらかじめ届け出ることをもって足りるものとする。

4 学校教育法施行規則第63条の規定により、臨時に授業を行わない場合においては、校長は、この旨を速やかに委員会に報告しなければならない。

一部改正〔平成17年教委規則11号・22年43号・29年10号・令和 7 年 7 号〕